

給付金の取扱一覧表

給付種別		給付要件 (下段※部分は留意事項)	事由 確定日	給付金額 (円)	必要書類 (添付書類：印鑑証明書以外は写し可)		
祝	結婚	会員が結婚(婚姻届を提出)したとき ※会員が法律上の婚姻をした場合とする。 ※再婚は対象となるが、内縁関係は対象外とする。	婚姻日 (入籍日)	20,000	○給付金請求書兼給付事由証明書 ○戸籍の全部事項証明書、婚姻届受理証明書又は婚姻の事実が確認できるもの		
	水晶婚	会員が結婚(入籍)して、満15年(水晶婚)、満25年(銀婚)、満35年(珊瑚婚)に達したとき ※夫婦とも会員の場合は、それぞれが対象となる。 ※内縁関係は対象外とする。	入籍日より 左記年数を 経過した日	10,000	○給付金請求書兼給付事由証明書 ○戸籍の全部事項証明書又は個人事項証明書(該当事由の確定日以後に発行されたもの)		
	銀婚			10,000			
	珊瑚婚			10,000			
	出生	会員又は会員の配偶者が出産したとき ※妊娠7カ月以上の胎児が死亡した場合、又は生後14日以内に死亡した場合は対象外とする。 (この場合、死亡弔慰金「会員の子」の対象となる。) ※多児出産の場合は、1児につき1件とする。	出生日	20,000	○給付金請求書兼給付事由証明書 ○戸籍の全部事項証明書又は母子健康手帳(母子手帳)の出生届済証明書の写し		
	二十歳	会員が満20歳になったとき	満20歳の誕生日	10,000	○給付金請求書兼給付事由証明書		
	還暦	会員が満60歳になったとき	満60歳の誕生日	10,000			
金	永年勤続	20年	30年	会員が永年勤続20年及び30年に達したとき ※永年勤続とは、同一事業所に継続した勤務をいう。 ※関連事業所間の出向や異動などは同一事業所とみなす。 (「会員資格継続申請書」の提出が必要)	就職日より左記年数を経過した日	20,000	○給付金請求書兼給付事由証明書
				30年	30,000		
	就学	会員の子が小学校に入学したとき ※会員と生計を一にする子(別居・同居を問わず現に扶養している状態にある実子・養子)を対象とする。 ※諸事情で就学が遅れる場合は実際の就学時とする。	入学日	10,000	○給付金請求書兼給付事由証明書 ○小学校入学が確認できるもの(入学通知書、在学証明書等)		
見舞金	傷病	休業14日以上	休業60日以上	会員が事故や疾病で14日以上休業したとき ※日数は、傷病により連続休業した日数をいい、入院期間だけではなく休業していた期間をいう。 ※支給実績がある場合、「休業14日以上」は6か月間以上、「休業60日以上」は12か月間以上経過していること。 ※勤務復帰後の請求となる。ただし、休業のまま退職する場合は休業中でも退職(退会)日までであれば請求可。	休業開始より各日数を経過した日	10,000	○給付金請求書兼給付事由証明書
		休業60日以上		20,000			
	障害(重度障害)	会員が身体障害者の認定(身体障害者福祉法施行規則別表第5号)を受け、交付された身体障害者(身障者)手帳の障害程度の等級が1級又は2級に該当するとき ※交通事故による障害も含む。	障害の認定日	50,000	○給付金請求書兼給付事由証明書 ○身体障害者手帳 ○その他必要に応じた書類		
住宅災害(住宅火災)	住宅が火災により燃失等損害を受けたとき ※住宅とは、所有権の有無を問わず、会員が現に生活の本拠とする建物をいう。	災害を受けた日	30,000	○給付金請求書兼給付事由証明書 ○地方公共団体発行の罹災証明書等 ○その他必要に応じた書類			
死亡弔慰金	会員	会員が死亡したとき ※弔慰金の受取り順位は、①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹とする。 ※この対象となった場合、傷病見舞金は支給されない。	死亡日	100,000	≪会員本人の死亡≫ ○給付金請求書兼給付事由証明書 ○戸籍の全部事項証明書 (死亡事項が記載され、会員と請求者との関係が判るもの) ○請求者(受取人)の印鑑証明書 ※弔慰金の受取順位は、給付要件欄に記載のとおりとし、同順位の受取人が複数名のときは、代表者1名を定め当該代表者が請求する。(代表者となるには、他の受取人全員からの委任状が必要)		
	会員の配偶者	会員の配偶者が死亡したとき ※会員と戸籍上婚姻関係にある者をいう。 ※内縁関係は対象外となる。		30,000			
	会員の子	会員の子が死亡したとき ※会員と生計を一にする子(別居・同居を問わず現に扶養している状態にある実子・養子)を対象とする。 ※妊娠7カ月以上の胎児が死産した場合、又は生後14日以内に死亡した場合を含む。 ※生後14日を超えた死亡は出生も給付対象となる。		20,000			
	会員の親	会員及び会員の配偶者の親が死亡したとき ※親とは、別居・同居問わず実父母・義父母・養父母をいう。		10,000			

(注) 給付金請求は給付事由が発生した日からできる限り3か月以内に行ってください。また、給付事由発生の日から1年を過ぎますと給付金を請求する権利がなくなりますのでご注意ください。(債権の消滅時効)

(注) 会員の故意または重大な過失により給付事由が生じたときは支給対象とはなりません。

(注) 会員の犯罪行為等により給付事由が発生し、給付金の支払いが適当でないと認められたときは支払対象とはなりません。